

# 第4期豊中市地域福祉計画

～地域共生社会をめざして～

(素案)

和田保護司の抜粋作成

本計画では、第1期から第3期の計画で掲げてきた基本理念の考え方をふまえながら、市民一人ひとりが主役となり、未来を創造していくことができる地域共生を推進していくため、以下の理念を設定し、その実現をめざします。

基本理念

**みんなで創る あなたもわたしも 今よりもっと幸せに暮らせるまち**

実現

重点的な取り組み

1. 本市の特性をふまえた市民への新たなアプローチ
2. 多職種連携・協働の推進
3. すべての人への居場所と役割の創出
4. 防災・福祉ささえあいの推進
5. 成年後見制度利用の促進
6. 協働型人材の育成

基本目標 「つながる」

基本施策 3-1  
誰も見過ごさない

基本施策 3-2  
一人ひとりに寄り添い、支える

基本施策 3-3  
自分らしさを守る

課題や不安を抱える人が「つながる」ための基盤の拡充

基本目標 1  
「拡げる」

基本施策 1-1  
「意識・関心」を高める

基本施策 1-2  
「活動」「実践」に結びつける

相乗効果

基本目標 2  
「つなげる」

基本施策 2-1  
つながりをもっと深める

基本施策 2-2  
分野を超えてつなげる

基本目標 4 「持続・発展させる」

基本施策 4-1  
新たに挑戦する

基本施策 4-2  
持続と発展を担保する

## 1. 市民一人ひとりの地域や福祉への意識、理解、行動を「拡げる」

1-1 市民一人ひとりの地域や福祉への意識・関心を高める

- ① 意識・関心を高めるための場・機会に関する情報発信
- ② 多様な市民が交流できる地域でのイベント・行事の促進
- ③ 多様な市民が交流できる場・居場所づくり
- ④ 福祉共育の推進
- ⑤ 若年層の社会参加の促進

1-2 市民一人ひとりを地域および福祉の活動に結びつける

- ① 活動に関する情報発信と相談支援機能の充実
- ② 既存活動への参加に向けた支援
- ③ 新たな活動の創出への支援
- ④ 経験やスキル等を活かした活動への支援
- ⑤ 対象を明確にしたアプローチの推進

## 2. 豊中の多様な地域資源を「つなげる」

2-1 地域におけるネットワークの構築・拡充

- ① 小学校区単位等での地域福祉に関するネットワークの充実
- ② 地域福祉ネットワーク会議の充実
- ③ 地域ささえあい推進協議体の充実
- ④ 全市域のネットワークとの連携

2-2 多様な主体のオープンなつながりの促進

- (1) オープンなつながりを促進するための仕組みづくり
- ① 多様な主体との課題の共有に向けた仕組みづくり
  - ② 既存のネットワーク等を活用した新たなつながりの促進
  - ③ 福祉分野と他分野が連携しやすい環境の整備
  - ④ 中間支援組織の機能と連携の強化
- (2) 多様な主体間の連携の促進
- ① 地域とテーマ型活動のマッチングの促進
  - ② ビジネス的手法等の活用促進
  - ③ 各分野間でのボランティア活動の連携

## 3. 課題・不安を抱える人が必要な人・モノ・コト・地域と「つなげる」

3-1 課題・不安を抱える人等を孤立させない取り組みの強化

- (1) 身近な地域での「気づき」の促進
- ① 当事者や家族などの意識づくり
  - ② 課題・不安を抱える人等に対する地域における理解の促進
  - ③ 地域における見守り活動の促進
  - ④ 地域での交流活動や居場所等を活用した「気づき」の促進

3-2 課題・不安を抱える人等に寄り添い支えていく取り組みの強化

- (1) 誰もが安心して自分らしく地域で暮らしていくための支援の充実
- ① 生活困窮者への支援
  - ② 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進計画)
  - ③ 障害のある人等の地域移行の促進と相談支援体制の充実
  - ④ 住まいの確保等に向けた支援
  - ⑤ メンタルヘルスに関する取り組みの推進
  - ⑥ 再犯防止に向けた取り組みの推進(再犯防止計画)
  - ⑦ 日常的な生活課題への支援
  - ⑧ 多様な市民が交流できる場・居場所づくり【再掲】
- (2) 避難行動要支援者支援の充実
- ① 平常時と災害時が連動した実効性ある支援体制の構築
  - ② 避難支援体制の確立
  - ③ 民間福祉避難所の確保と避難所における福祉サービス等の提供体制の構築
- (3) 福祉サービス・制度の適切な利用の促進
- ① 福祉サービス・制度に関する情報提供・発信の充実
  - ② 苦情調整等に向けた取り組みの推進

3-3 権利擁護体制の充実

- ① 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進計画)【再掲】
- ② 虐待の防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進
- ③ 市民後見人の養成

## 4. 今よりもっと幸せになるための活動・仕組みを「持続・発展させる」

4-1 新たな視点による活動・仕組みの創出・強化

- ① 新たな技術・知見などを活用した取り組みの検討
- ② 新たな共助システムの構築
- ③ ビジネス的手法等の活用促進【再掲】

4-2 公民協働による地域福祉のマネジメントの構築

- ① 既存の支え手・活動への支援の充実
- ② 横断的取り組み・施策間連携の強化
- ③ 地域福祉のマネジメント機能の構築

# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
5. 圏域の考え方	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状	7
1. 豊中市の状況	7
2. 豊中市地域福祉計画の総括	11
第3章 計画の基本的な考え方	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	16
第4章 施策の展開	18
基本目標1. 市民一人ひとりの地域や福祉への意識、理解、行動を「拓げる」	20
基本施策1-1: 市民一人ひとりの地域や福祉への意識・関心を高める	21
基本施策1-2: 市民一人ひとりを地域や福祉の活動に結びつける	22
基本目標1に関わる指標	23
基本目標2. 豊中の多様な地域資源を「つなげる」	25
基本施策2-1: 地域におけるネットワークの構築・拡充	26
基本施策2-2: 多様な主体のオープンなつながりの促進	28
基本目標2に関わる指標	29
基本目標3. 課題や不安を抱える人が必要な人・モノ・コト・地域と「つながる」	30
基本施策3-1: 課題や不安を抱える人等を孤立させない取り組みの強化	31
基本施策3-2: 課題や不安を抱える人等に寄り添い支えていく取り組みの強化	34
基本施策3-3: 権利擁護体制の充実	38
基本目標3に関わる指標	具体的記載なし 39
基本目標4. 今よりもっと幸せになるための活動・仕組みを「持続・発展させる」	41
基本施策4-1: 新たな視点による活動・仕組みの創出・強化	42
基本施策4-2: 公民協働による地域福祉のマネジメント機能の構築	43
基本目標4に関わる指標	44
第5章 重点的な取り組み	具体的記載なし 45

第6章 推進にあたって .....	48
1. 計画の推進体制 .....	48
2. 計画の進捗管理 .....	48
資料編 .....	49
1. 用語説明 .....	49
2. 策定に向けた意見等の把握状況 .....	56
3. 豊中市の状況（データ編） .....	58
4. 関連法令 .....	76
5. 豊中市健康福祉審議会 .....	80

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成15年(2003年)10月に健康福祉条例を制定して以降、人と人とのきずなを大切に、市民・事業者・市等が互いに健康の増進と福祉の向上に主体者として関わり、パートナーシップを発揮することによって、市民一人ひとりを社会全体で支え合う地域社会の実現に向けて、平成16年(2004年)策定の第1期地域福祉計画以来、地域福祉計画に基づくさまざまな取り組みにより地域づくりや人材の育成を進めてきました。

本市の誇る「市民力」「地域力」を醸成する市民・事業者・NPO等の主体的な取り組みも非常に活発で、地域の民生委員・児童委員や校区福祉委員会などの諸団体、事業者、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会、本市が連携・協働し、地域の見守りと課題解決を図る仕組みである「豊中市ライフセーフティネット」や災害時における要支援者の支援など先駆的な取り組みは、全国的にも注目されています。

しかし、少子化・高齢化の急速な進展や人口減少への人口構造の転換、深刻化する社会的孤立、生活課題の複合化・複雑化、医療・介護などの社会保障サービスの需要の増大という時代背景の中、支えられる人と支える人のバランスが崩れつつあります。また、医療と介護をはじめとするサービス・制度の切れ目の課題、市民の健康増進や介護予防などに対する意識・行動の温度差などの課題が顕在化しており、これらの課題の根底にある従来型発想からの転換が必要となっています。

平成29年(2017年)3月、本市における地域共生社会の実現に向けて『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』を策定し、少子化・高齢化などに起因する様々な課題を克服していくために、本市が持っている市民力・地域力や、これまでの取り組みを活かしたシステムとして「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を掲げ、その基本的な考え方、構築・推進に向けた方針・取り組み内容などを整理しました。

国においても、社会福祉法の一部改正を含む「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成30年(2018年)4月1日から施行されました。

また、社会福祉法の一部改正に先立って、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年(2016年)5月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が同年12月に施行され、地域福祉との一体的な展開が求められるなかで、権利擁護をはじめ、制度の縦割りや支え手・受け手の関係を超えた「地域共生社会」の実現に向けた動きが活発になっています。

平成30年度(2018年度)をもって第3期地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取り組みで培った地域福祉に関する資源・仕組みなどを基盤として、地域共生社会の実現に向けて「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を構築・推進する役割を担う計画として、第4期豊中市地域福祉計画(以下「本計画」といいます。)を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### 1) 法令の根拠

本計画は、豊中市健康福祉条例第7条の規定に基づき、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められている事項と、その他健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。また、社会福祉法の改正をふまえ、本計画の推進を通じて、社会福祉法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」を促進します。

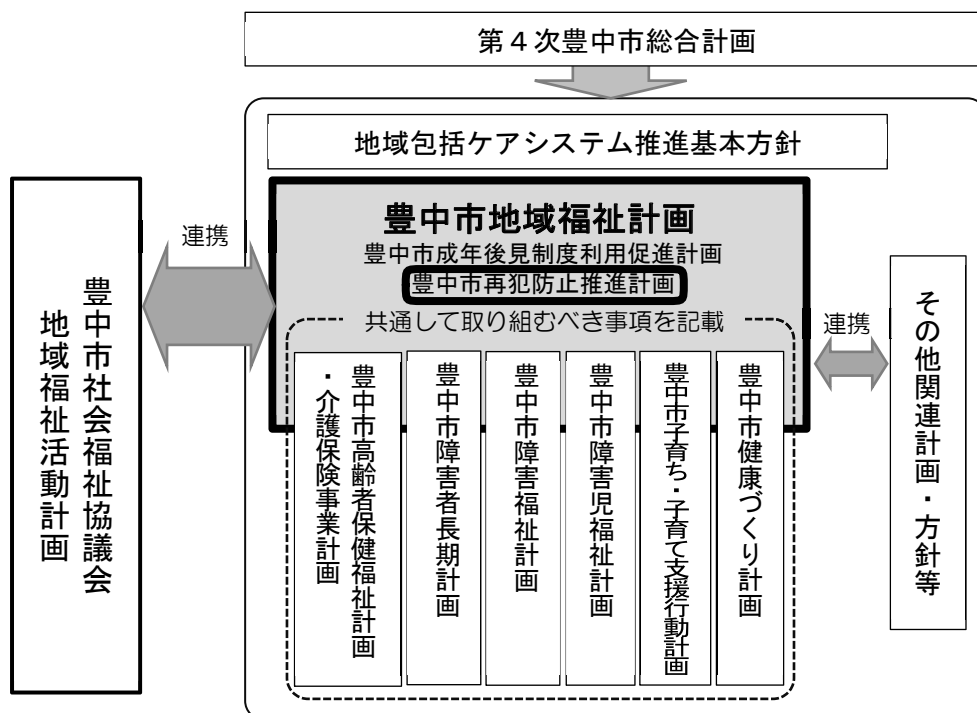
なお、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

### 2) 関連計画等との関係

本計画は、『第4次豊中市総合計画』を上位計画とし、『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』のもと、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「豊中市障害者長期計画」「豊中市障害福祉計画」「豊中市障害児福祉計画」「豊中市子育て・子育て支援行動計画」「豊中市健康づくり計画」などに共通して取り組むべき事項を記載しており、個別計画との整合・連携を図ります。

また本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画（市町村計画）や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。

なお、本計画は、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）が策定する「地域福祉活動計画」との緊密な連携のもとで推進します。



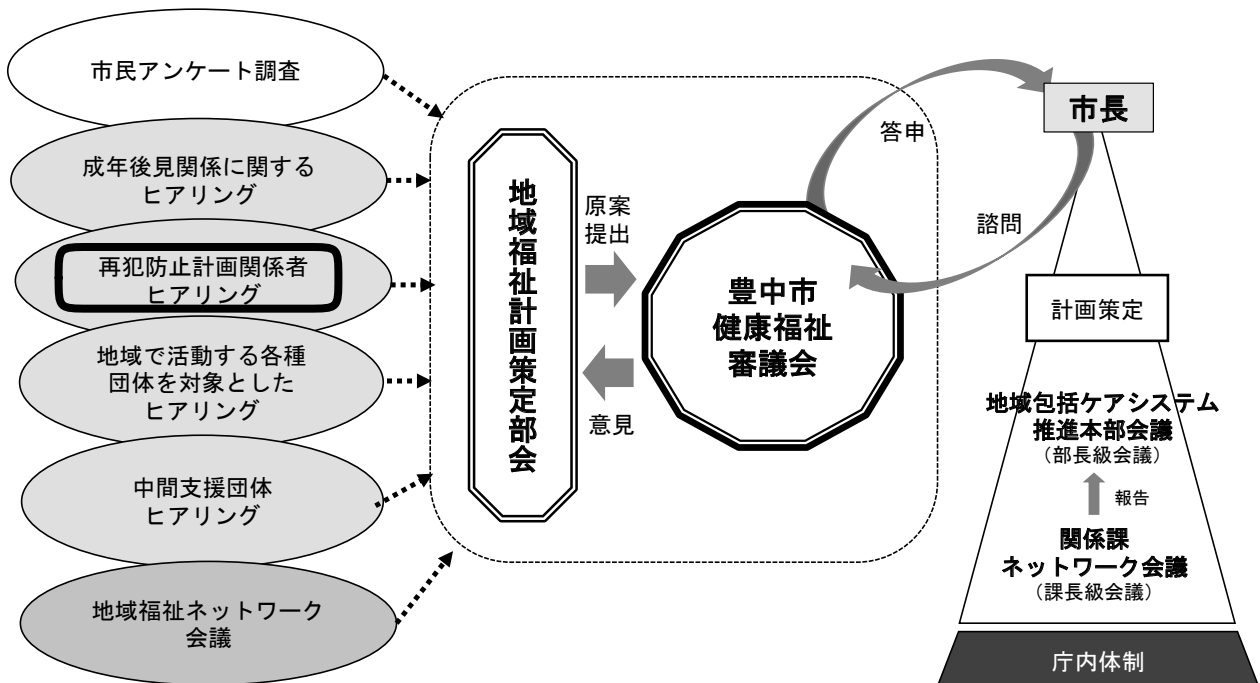
### 3. 計画の期間

本計画は、平成 31 年度(2019 年度)から平成 35 年度(2024 年度)の 5 か年を計画期間とします。

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、豊中市長が、豊中市健康福祉審議会に諮問を行いました。これを受けて健康福祉審議会は、審議会内に地域福祉計画策定部会を立ち上げました。

計画策定の資料として、市民アンケート・関係者からのヒアリング・地域福祉ネットワーク会議等において意見・意向を把握しています。また、庁内では、地域包括ケアシステム推進本部および関係課ネットワーク会議において、現況・成果の確認および意見調整を行いました。



取り組み	内容
③障害のある人等の地域移行の促進と相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が活用され地域移行が進むよう、障害者自立支援協議会や相談支援事業者連絡会で事例検討等を通じてノウハウを蓄積するとともに、地域相談支援に係る地域特性をふまえた課題集約と課題の解消に向けた取り組みを促進します。</li> <li>● 地域コーディネーターと行政によるバックアップ体制のあり方について先行事例の調査・研究をするとともに、本市におけるあり方を検討します。</li> <li>● 地域移行を進める拠点施設である「みずほおおぞら」での相談機能や緊急時の受入れ・対応等の機能について市域全体で検討します。</li> </ul>
④住まいの確保等に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度(2018年度)に設置された豊中市居住支援協議会のネットワークを活用し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居をめざして不動産事業者団体や福祉事業者団体との連携を強化するとともに、住宅情報の提供など住まいの確保等に向けた支援を実施していきます。</li> </ul>
⑤メンタルヘルスに関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ライフステージに応じたメンタルヘルスの向上や、病院等からの地域移行と地域生活の継続支援、メンタルヘルスの向上に向けた地域づくりを進めます。また、自殺対策については、他のメンタルヘルス対策と一体的かつ効果的に必要な事業に取り組みます。</li> </ul>
⑥再犯防止に向けた取り組みの推進 《再犯防止推進計画》	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである“社会を明るくする運動”などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。</li> <li>● 地域における更生保護の活動拠点である豊中市更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司など更生保護関係の支援者・団体に対する相談支援の充実を図ります。</li> <li>● 更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。また、再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援関係者等との連携の充実を図ります。</li> </ul>
⑦日常的な生活課題への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小地域福祉ネットワーク活動や事業者のネットワークを活用した取り組み、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体ささえあい活動などをふまえ、小学校区単位や日常生活圏域単位、全市域での助け合い・支え合い活動を重層的に展開していきます。</li> <li>● 地域福祉ネットワーク会議などを通じて、CSWが中心となり、地域の生活課題を把握するとともに、その解決に向けたプロジェクトを開発し、具体的な支援を進めます。</li> </ul>



## 2. 策定に向けた意見等の把握状況

本計画の策定にあたり、以下の様な手法で市民、関係機関・団体、事業者などの意見・意向の把握を進めた。

### 1) 市民アンケート調査

市民を対象に、地域の現状や福祉に関する意識、取り組み状況などを幅広く聴き、本計画を策定するための基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施した。

調査対象	豊中市個人情報保護条例に基づき、住民基本台帳から無作為抽出した市内にお住まいの18歳以上の方3,000人
調査方法	郵送等による配布・回収（礼状兼催告1回）
調査期間	平成29年（2017年）10月～11月
回収状況	有効回収数：1,522件 有効回収率：50.7%

### 2) 関係者・当事者ヒアリング調査

関係機関・団体、事業者、当事者を対象に、地域福祉に関する様々なテーマに沿った意見交換等を実施した。

ヒアリング	内容／対象者	日程
成年後見関係に関するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊中市社会福祉協議会権利擁護センター運営協議会の構成団体のうち、当事者・地域の団体と、成年後見人等の支え手としての弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会に参加頂き、各団体より成年後見に関する活動報告を行い、意見交換を実施。</li> <li>●学識経験者、豊中市老人介護者（家族）の会、豊中市手をつなぐ育成会、精神障害者家族会ゆたか会、病院（小曽根病院サポートセンターる～ぶ）、豊中市民生・児童委員協議会連合会、地域包括支援センター代表、校区福祉員会会長会、豊中市社会福祉協議会（以上が豊中市社会福祉協議会権利擁護センター運営協議会の構成団体） 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会</li> </ul>	9/3
再犯防止計画関係者ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊中市保護司候補者検討協議会の参画団体に参加頂き、再犯防止計画に関連する事項等について意見交換を実施。</li> <li>●豊中地区保護司会、豊中市民生・児童委員協議会連合会、豊中地区更生保護協会、豊中地区更生保護女性会、豊中市社会福祉協議会、豊中地区協力雇用主会、大阪保護観察所（企画調整課）</li> </ul>	7/25

## 5) 活動者・当事者等の動向・意識

関係者・当事者ヒアリング調査および地域福祉ネットワーク会議での意見聴取結果のポイントを以下に整理する。

### ①活動者を取り巻く現状等

- 地域での活動の担い手が不足している。
- 地域での活動が一般住民に認知されていない。
- 他団体・機関等との積極的・効果的な連携ができていない部分がある。
  - ⇒地域で活動する各種団体間の連携が必要。
  - ⇒テーマ型活動と地域活動の連携が必要。
  - ⇒地域側・福祉側がテーマ型活動を受容する意識づくりが必要。
  - ⇒各団体・組織の活動内容・役割・文化などの相互理解が必要。
- 成年後見制度の利用促進については、支援者・専門職への支援が必要。
  - ⇒支援者が専門職に相談できる仕組み、専門職のための相談支援体制づくり、市民後見人への支援が必要。
- 豊中市において成年後見制度を推進していくための体制・ネットワークの構築が必要。
- 再犯防止に向けては保護司の個々の対応だけでは限界があり、支援者のための相談支援、地域における支援者の連携体制の整備が必要。
- 地域団体とテーマ型団体・市民活動団体との連携が必要。そのためにも橋渡しとなる中間支援団体の活動や、地域での専門的なニーズの把握等が必要。
- 市内には活動したい人・団体もあり、地域での活動につなげていく仕組み・支援の充実が必要。

### ②当事者を取り巻く現状等

- 生きづらさを抱える人が地域で孤立している。
  - ⇒障害のある人、障害のある子どもの保護者、一人暮らし高齢者、介護者、外国人など
- 生きづらさを抱える人に対する地域の理解が進んでいない。
- 障害者の親の高齢化、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度を必要とする人が増加。
- 成年後見制度を必要としている人の把握が困難。
  - ⇒声を挙げるができない、制度利用に至らないケースなど、制度へのニーズの潜在化。
  - ⇒地域で把握が難しい。 など
- 成年後見制度の利用につながりにくい。(相談体制の整備・拡充が必要、制度利用に関する費用が課題)
- 成年後見に関する認知が地域において広がっていない。
- 再犯防止については、一人ひとりに対応した支援が必要であり、就労・住居の確保が重要。
- 再犯防止に関心のある市民は少なく、まずは再犯防止に関する意識づくりが必要。